

工事請負契約に係る中間前払金制度について

1. 中間前払金制度の概要

工事請負において、当初の前金払（契約金額の4割以内）に加えて、工期の2分の1を経過している等の一定の条件が整ったとき、契約金額の2割を追加して中間前金払として支払う制度です。

2. 中間前払金制度の対象となる工事

請負金額が200万円以上で、当初の前金払の支払いを受けている工事が対象となります。

3. 中間前金払の要件

中間前金払を受けるためには、次の要件のすべてに該当することが必要となります。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 出来高が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。
- ④ 既に前金払が支払い済みであること。

4. 中間前金払の割合

当初の前金払は、契約金額の4割、中間前金払は2割の範囲内での支払いとなります。

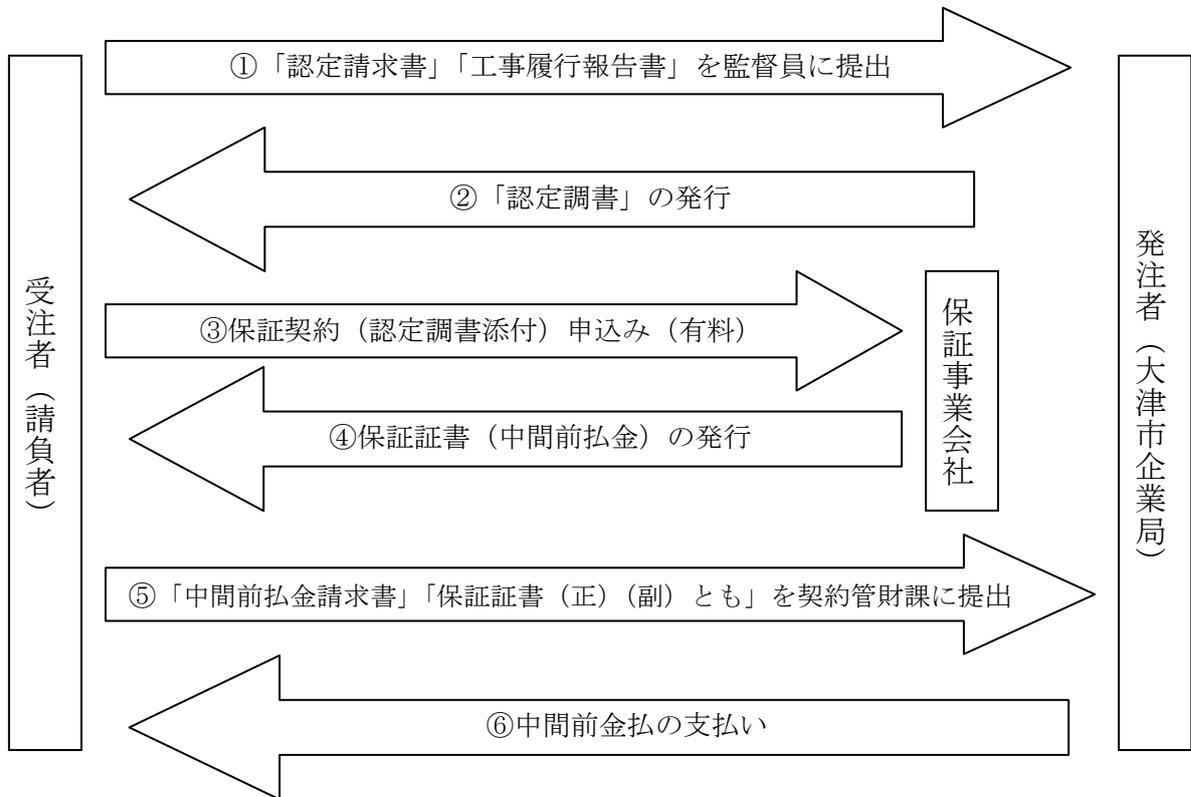
ただし、平成28年3月31日までに契約締結した工事に係る中間前金払については5千万円が限度額となります。

また、中間前金払の支払時期について条件を付す発注工事もありますのでご注意ください。

5. 中間前金払と部分払の併用禁止

1件の工事について、中間前金払と部分払の両方を受けることはできません。

6. 手続きの流れ



8. その他

請求に必要な書類（「認定請求書」、「工事履行報告書」、「中間前払金請求書」）については、企業局ホームページからダウンロードして下さい。